

労務 ROAD

【令和7年度 労働保険の年度更新について】

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月2日から7月10日**までの間に行ってください。**手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。**

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごと**に定められた**保険料率**を乗じて算定します。

労働保険の年度更新手続きの流れ

① 申告関係書類が届く

毎年5月下旬頃、管轄の都道府県労働局から事業所宛に届きます。

② 賃金集計表の作成

賃金集計表は、保険料計算の基礎となる賃金総額を集計するために使います。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに使用したすべての労働者に支払われた賃金の総額を集計表に記入してください。

申告書の基礎となるものですが提出する必要はありませんので、事業所で保管しておきましょう。

③ 申告書の記入

賃金集計表で算出した確定保険料及び一般拠出金の算定基礎額を申告書に転記し、確定保険料と一般拠出金の額を計算します。

概算保険料についても計算し、確定保険料額と昨年度申告した概算保険料額（申告済概算保険料額）との過不足を計算して、申告書を完成させます。

④ 申告書の提出

- ・持 参：申告書の1枚目〔提出用〕（及び添付資料）を提出先の機関へ持参
- ・郵 送：申告書の1枚目〔提出用〕（及び添付資料）を管轄の労働局へ郵送
- ・電子申請：e-Gov から申告書の入力・送信

【提出先の機関】

	申告書	添付書類（※2）
金融機関	○（※1）	×
管轄の労働局	○	○
管轄の労働基準監督署	○	○
社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）	○	×

※1 口座振替をご利用の場合及び納付金額がない場合は、金融機関へのご提出はできません。

※2 第2種特別加入保険料の申告を行う場合の添付書類も同様の取扱いとなります。

※3 左記の機関以外でも申告書の提出を受け付けている場合があります。詳しくは、送付した封筒の裏面又は、同封の労働局からのお知らせをご確認ください。

⑤ 保険料の納付

金融機関に領収済通知書（納付書）を申告書から切り離さずに提出した場合は同時に申告・納付（同時納付）の手続きができます。

労働局や労働基準監督署へ申告書のみを提出した場合は、領収済通知書（納付書）を金融機関に提出し、保険料・一般拠出金を納付してください。

口座振替による納付、電子納付も可能です。

	全期（第1期）	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	10月31日	2月2日
口座振替納付日	9月8日	11月14日	2月16日

☆申告・納付期日最終日である7月10日は、労働局・労働基準監督署・金融機関窓口において大変混雑することが予想されます。
☆第2期・第3期の納付書は各納付期限の**前10日前**に送付します。
☆納付を怠った場合、延滞金が徴収されます（年率8.7%。但し、初めの2ヶ月間は、延滞金軽減法の適用年率で計算されます。）。

【出典：厚生労働省「令和7年度事業主の皆様へ（継続事業用）労働保険年度更新申告書の書き方」より】

弊所で年度更新手続きをしている顧問先様

年度更新の申告書および領収済通知書（納付書）は**黄緑色又は青色**の封筒にて届きます。お手元に届きましたら、誠にお手数ではございますが、弊所までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

VOL.955
(2505-2)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集:井村・浜井・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

先日、野球観戦チケットをいただいたので甲子園に観戦に行きました。試合には負けてしまいましたが、野球観戦はほとんどテレビでしかしていなかったので球場は臨場感があり、とても楽しく応援できました。チャンスでは球場全体で応援歌を歌ったりと一体感がありました。シーズンはまだ続きますので引き続き応援したいと思います！（岩本）



5月労務スケジュール

- ・労働保険年度更新準備（7月10日が期限）
- ・市町村から送付される特別徴収税額の決定通知書（個人住民税）の確認、各従業員への通知。
6月からの特別徴収事務に備える。